

様式第2号

法第2条第2項第1号関係
住居と勤務場所との間の往復の場合

通勤災害認定請求書

* 認定番号

<記載例>

地方公務員災害補償基金
広島県 支部長 殿

下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。

請求年月日 令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
請求者の住所 (〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ 氏 名 フクヤマ ハルコ 福山 春子
被災職員との続柄 本人

1
被災職員に関する事項

所属団体名 広島県教育委員会
所属部局名 〇〇市立〇〇小学校
(電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)
職 名 教諭 ☒ 常 勤 ☐ 令第1条職員

フリガナ 氏 名 フクヤマ ハルコ 福山 春子
昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日生 (〇 歳)
共済組合員・健康保険組合員記号番号
記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇

災害発生の日時 令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日) 午前 8 時 0 分頃
災害発生の場所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇前交差点
傷 病 名 頸部挫傷
傷病の部位及びその程度 頸部 約1週間の通院加療を要する。

* 受理
(到達した年月日)

所 属 部 局
令和〇 年 〇〇 月 〇〇 日

任 命 権 者
令和〇 年 〇〇 月 〇△ 日

基 金 支 部
年 月 日

* 認 定

年 月 日
☐ 該当 ☐ 非該当

* 通 知

年 月 日

〔注意事項〕

1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入する、又は該当する箇所を○で囲むこと。

2 「1 被災職員に関する事項」の欄の「職名」は、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3 この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。

ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。

したがって、「2 災害発生の状況等」の欄は、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。

4 「2 災害発生の状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、当該欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

様式第2号

2	(1)	災害発生の日の勤務開始（予定）時刻又は勤務終了の時刻	午前 午後	8	時	30	分頃
	(2)	災害発生の日に住居を離れた時刻	午前 午後	7	時	30	分頃
	(3)	災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午前 午後		時		分頃
	(4)	災害発生の状況					
	私は通常、自家用車を運転して通勤しており、自宅から勤務場所までの所要時間は約30分ですが、被災当日は通常の勤務経路である県道が工事中のため、迂回路を通過して出勤することになりました。						
	迂回路による所要時間は約50分が見込まれたため、いつもより早めに自宅を出発し、30分程して〇〇市〇〇町の〇〇前交差点に差しかかりました。赤信号だったので一時停止していたところ、後続の小型乗用車に追突され、その衝撃により頸部を座席上部に強打し、首に痛みを覚えました。すぐに最寄りの〇〇警察署と職場に連絡するとともに、加害者の〇〇氏に付き添われて〇〇病院で受診しました。						
	診察の結果、「頸部挫傷」で約1週間の通院加療を要すると診断され、現在では治癒しています。						
	・被災職員が、職務内容・被災状況・医療機関の受診状況（転医している場合は、それを含めて）などについて、詳しく、具体的に記入 ・通常の経路や方法と異なる場合には、その理由も説明						
* 3	長所の属証明局の	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。					
		令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 所属部局の 名 称 〇〇市立〇〇小学校 所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 長の職・氏名 校長 〇〇 〇〇					
4 添付する資料名		☐ 診断書 ☐ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 通勤届の写 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☐ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☐ その他					
* 5	任命権者の意見	注意事項の7を参照					出勤途上の合理的経路上において発生した災害であり、通勤災害に該当する者と認められる。
		1 1 3					
		注意事項の8を参照					必ず、任命権者の意見を記入して下さい。
		〇〇市 〇〇 月 〇〇 日					日付は、所属部局の長の証明日以降の日付となります。
		任命権者の職・氏名 広島県教育委員会					

5 「2 災害発生の状況等」の欄の（1）には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始（予定）時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、（2）は、災害が出勤の際に生じた場合に、（3）は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。

6 「* 3 所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、基金に相談すること。

7 「* 5 任命権者の意見」の欄の□は、下記の9種類の区分番号を記入すること。
1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員 5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員
7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員

8 「* 5 任命権者の意見」の欄の□は、下記の40種類の区分番号を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者 05 保育所保育士 06 保育士・寄宿舍指導員等 07 船員 08 土木技師
09 農林水産技師 10 建築技師 11 調理員 12 運転手・車掌等 13 義務教育学校教員 14 義務教育学校以外の教員 15 その他の教育公務員
16 社会教育主事 17 警察官 18 消防吏員 19 清掃職員 20 電話交換手 21 道路補修員 22 守衛・庁務員等 23 栄養士 24 電気、ボイラー等技術員
25 農業等改良普及員 26 司書（補）・学芸員（補） 27 生活、作業等指導員 28 生保担当ケースワーカー 29 獣医師 30 食品、環境衛生監視員
31 五法担当ケースワーカー 32 動植物飼育員 33 査察指導員 34 各種社会福祉司 35 水道等検針員・徴収員 36 ホームヘルパー 37 交通巡視員
38 その他の一般事務職 39 その他の一般技術職 40 その他の技能労務職